

臨床検査データ標準化委員会細則

平成 21 年 4 月 1 日制定

(総 則)

第 1 条 この細則は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の組織運営規程第 22 条及び第 28 条の規定に基づき、臨床検査データ標準化委員会の必要事項を定める。

(目 的)

第 2 条 臨床検査データ標準化委員会（以下「委員会」という）は、本会及び関係団体が行う臨床検査データ標準化事業を推進することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 臨床検査データの標準化に関する事業
- (2) 精確さに基づく地域検査室のデータ管理・維持・啓蒙活動に関する事業
- (3) その他、目的達成に必要な事業

(構 成)

第 4 条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名
- (3) 委員 若干名
- (4) 学識経験者 必要に応じ、若干名

(職 務)

第 5 条 委員は、委員会の職務を遂行するために、以下の職務を行う。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、事業を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐する。
- (3) 委員は、事業達成のため関係部門と連携して活動する。

(任 期)

第 6 条 委員の任期は 2 年とする。

- 2 委員は再任されることができる。ただし、再任は通算 3 期までとする。

(選任及び解任)

第 7 条 委員長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

2 副委員長は、委員長が指名する。

3 委員は、理事会において役員を除く正会員の中から選出し、会長が委嘱する。

4 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合、理事会において全理事の 3 分の 2 以上議決により解任することができる。

(1) 心身の障害のために職務の執行に堪えないと認めるとき

(2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(会 議)

第 8 条 委員会は、第 3 条の事業を行うため、必要に応じ臨床検査データ標準化委員会を開催する。

2 構成員は、第 4 条に定める委員の他、委員長が必要と認めた者とする。

3 各委員は、必要に応じて、委員以外の正会員の出席を求めることができる。

4 臨床検査データ標準化委員会は委員長が招集し、議長となる。

5 臨床検査データ標準化委員会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、会議の目的等を、書面又は電磁的記録により構成員に通知するものとする。ただし、緊急な事情又は構成員全員の同意がある場合はこの限りでない。

6 臨床検査データ標準化委員会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

7 臨床検査データ標準化委員会の議決は、出席した部員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

8 委員の代理は認めない。

9 臨床検査データ委員会は、次の事項を協議する。

(1) 事業の計画と予算

(2) 事業の報告と決算

(3) その他事業に関すること

10 その他、臨床検査データ標準化委員会の運営につき必要な事項は、理事会において定める。

(理事会の承認)

第 9 条 委員長は、事業の運営について審議決定をしたものにつき、理事会に報告してその承認を得なければならない。

(細則の変更等)

第 10 条 この細則に定めのない事項については、理事会の決定による。

2 この細則を変更するには、理事会の議決を経るものとする。

(附 則)

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行す

る。平成 24 年 4 月 1 日 一部改正